平成２９年（フ）第４３９２号
東京都港区港南４丁目６－２－1102
債務者　飯野　理子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　正志
4　破産債権の届出期間　平成29年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年８月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４２５号
東京都中央区月島４丁目３－12－207
債務者　小川原泰治
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　明正
4　破産債権の届出期間　平成29年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年８月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４２６号
東京都練馬区貫井４丁目47－７－202
債務者　合屋　茂基
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　俊一
4　破産債権の届出期間　平成29年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年８月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４３８号
東京都北区上十条５丁目７－６－103
債務者　佐々木浩臣
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　和馬
4　破産債権の届出期間　平成29年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年８月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７号
新潟県五泉市一本杉318番地１
債務者　相馬　真紀
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大花　真人
4　破産債権の届出期間　平成29年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月26日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２００号
新潟市中央区附船町２丁目4079番地３、前住所新潟市中央区入船町４丁目3776番地26
債務者　成田家具こと　成田　政明
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　耕
4　破産債権の届出期間　平成29年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
広島県三原市港町３丁目20番12号
債務者　砂内　一伸
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　功治
4　破産債権の届出期間　平成29年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月15日午前11時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１９号
高知県四万十市具同7605番地１
債務者　今城　良子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１５８号
函館市美原１丁目26番３－504号
債務者　加藤マイ子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１６１号
函館市大川町１番91－301号
債務者　佐々木敬子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６３８号
埼玉県川口市大字峯1300番地の108
債務者　小山　章子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
三重県志摩市阿児町神明2114番地22
債務者　後藤　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
岡山県笠岡市生江浜738番地４　コーポさくら102号
債務者　松枝　明奈（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３９７号
埼玉県川口市長蔵２丁目３番８号　サニーレジデンスⅠ　103号
債務者　後藤　美香
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１８号
さいたま市見沼区大字蓮沼574番地１　エクセル大宮東２番館608
債務者　渡辺由紀子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係